

❀多子世帯及びひとり親世帯等の利用者負担額について

年収 360 万円未満相当世帯のうち、多子世帯及びひとり親世帯等に対する利用者負担額が軽減されています。

1. 多子世帯の利用者負担額軽減について

お子さんが2人以上いる世帯について、以下の保育料階層に該当する場合は、第1子、第2子についてはP4の利用者負担額が適用され、第3子以降の利用者負担額は無料となり、3歳以上児のお子さんの場合、副食費が免除されます。

(利用者負担額軽減対象世帯) 市町村民税所得割額 57,700 円未満の世帯〔B2 階層～D2－①階層〕

2. ひとり親世帯等の利用者負担額軽減について

ひとり親世帯等(注1)のうちお子さんが2人以上いる世帯について、以下の保育料階層に該当する場合は、第1子児童は下記の表が適用され、第2子以降の利用者負担額は無料、3歳以上児のお子さんの副食費は免除となります。

(利用者負担軽減対象世帯) 市町村民税所得割額 77,101 円未満の世帯〔C1 階層～D4－①階層〕

※お子さんの数え方について

保護者と生計が同一の子どもであれば、子どもの年齢にかかわらず、上から順に第1子、第2子として数えます。なお、同居して生活を共にしている場合や、修学や療養等の理由により別居している場合であっても、常に仕送り等の送金が行われている場合には生計同一として取り扱います。ただし、生計同一の子が保護者と住民票を別にしている場合は、生計同一の確認のため申告書及び確認書類を別途提出して頂きます。

(注1) ひとり親世帯等について

ひとり親世帯並びに身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方、特別児童扶養手当の支給対象児童及び障害基礎年金の受給者のいる世帯等。

階層区分			利用者負担額（月額保育料）			
階層区分		定 義	3 歳未満児		3 歳以上児	
国	市		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
3	C1	市民税課税世帯（均等割のみ）	7,000	7,000	保育料 0 円 副食費 免除	
	C2	市民税課税世帯（所得割ある世帯） 所得割額 48,600 円未満	7,000	7,000		
4	D1	所得割額 48,600 円以上 54,000 円未満	8,000	8,000		
	D2	－① 所得割額 54,000 円以上 57,700 円未満	8,000	8,000		
		－② 所得割額 57,700 円以上 63,000 円未満				
	D3	所得割額 63,000 円以上 72,000 円未満	8,000	8,000		
	D4	－① 所得割額 72,000 円以上 77,101 円未満	8,000	8,000		

※3歳未満児：国基準上限額 9,000 円の範囲内で、C 階層及び D 階層ごとに軽減。